

# 次期計画策定の見直し方針

総合戦略及び行財政改革と連携した  
戦略的な計画策定

政策推進課



## 1. 基本的事項

(1) 総合計画とは...

- ・まちづくりの10年間（現計画は9年間）の将来像を定めた「基本構想」と、その将来像の実現に向けた基本方針を示した「基本計画」で構成される。

（このうち、基本構想は議会の議決事件に関する条例第2条で規定）

計画期間

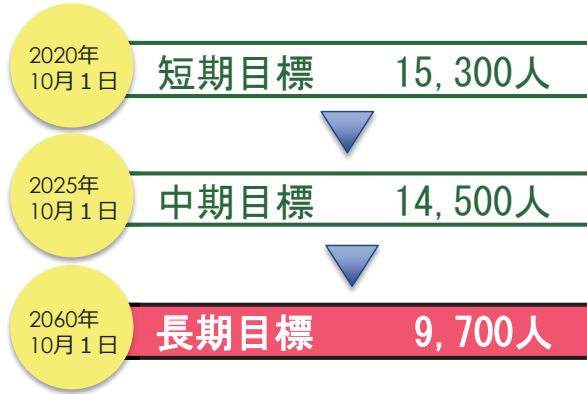
基本構想（平成28年度～平成36年度（令和6年度））	
前期基本計画 （平成28年度～平成31年度）	後期基本計画 （令和2年度～令和6年度）

将来像

- ・「新たな力で躍動するまち くらて」  
（キャッチフレーズ：「未来につなぐ つながる 希望の芽」）

## (2) 人口ビジョン

本町の人口ビジョンは、2010年の国勢調査に基づき社人研の将来人口推計を基に人口の変化が町の将来に与える影響を分析し、**仮定値E**による人口推計を行い、総合計画、総合戦略において短期目標、中期目標、長期目標（国が掲げる長期ビジョン期間）を設定。



令和元年10月31日現在 住民基本台帳人口 15,879人  
令和2年10月1日国勢調査 社人研推計人口 14,813人

項目	平成27年	令和2年
年少人口割合	1,815人	1,682人
	11.3%	11.4%
生産年齢人口割合	8,657人	7,324人
	54.1%	49.4%
老年人口割合	5,535人	5,807人
	34.5%	39.2%
総人口	16,007人	14,813人

### 仮定値E

- ・合計特殊出生率 2030年までに2.1に改善
- ・年間60組の若者夫婦の移住

### ■年度別社会動態（根拠：住民基本台帳）

平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
561	581	560	613	496	558	562	549	524	527	542
-758	-707	-656	-694	-607	-580	-541	-628	-599	-515	-610
-197	-126	-96	-81	-111	-22	21	-79	-75	12	-68

3

## (3) 総合戦略とは...

- ・少子高齢化、人口減少という、わが国が直面する大きな課題に対応するため、本町の人口ビジョンの将来展望を踏まえ、人口を維持することを目的に策定するもの。

（まち・ひと・しごと創生法第10条により規定）

### 計画期間

鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略	
<b>第1期</b> （平成28年度～平成31年度）	<b>第2期</b> （令和2年度～令和6年度）

### 重点施策

- ・第1期 「結婚・出産・子育てを応援するまち くらて」

4

#### (4) 行財政改革とは...

- ・社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な町政の実現を推進するため。また、次世代に鞍手町を引き継ぐため町民生活に必要な行政サービスの確保と財源を確保するとともに、ムリ・ムダ・ムラをなくし、健全財政とするため「簡素で効率的・効果的な行政運営の確立」を行うもの。

(鞍手町行財政改革推進委員会設置条例第1条により規定)

#### 計画期間

鞍手町行財政改革プラン	
第6次 (平成28年度～平成31年度)	第7次 (令和2年度～令和6年度)

#### 重点施策

- ・第6次 「地域の総合力の再生」  
「行政運営の効率化とサービスの向上」  
「選択と集中による財政の健全化」

5

## 2. 見直しに当たってのポイント

### ① 総合計画・総合戦略・行財政改革との連携

総合戦略においては、評価・検証が義務付けられており、KPIの報告を国・県・町議会に行うため、一体化としての策定には課題があるため、整合性を図りながら総合計画の柱の一つとして策定する。なお、行財政改革については、第4次総合計画後期計画より総合計画の1つの柱として策定しており、従前のおりとする。

### ② 戦略的な計画策定

目的を実現するために「何をすべきか」という戦略的な思考が欠けるため、第5次総合計画等より徹底した進捗管理を行い、目的を重視した視点で策定することとし、これまで同様、目的と手段の明確化（論理関係の整理）に主眼を置き、施策には具体的な目標値を設定することとする。

アウトプット（~~行政活動そのもの~~の結果） → アウトカム（住民にもたらされる便益）

### ③ 職員ワークショップによる計画作成

第4次総合計画の策定時から職員によるプロジェクトチーム等を設置し、策定作業を進めてきた。町の最も基本的な計画にも関わらず、職員間でその認識が必ずしも高くない。今回の計画の見直しに当たっては、担当所管課を中心とする職員のプロジェクトチームを設置し、策定作業を進めることとする。

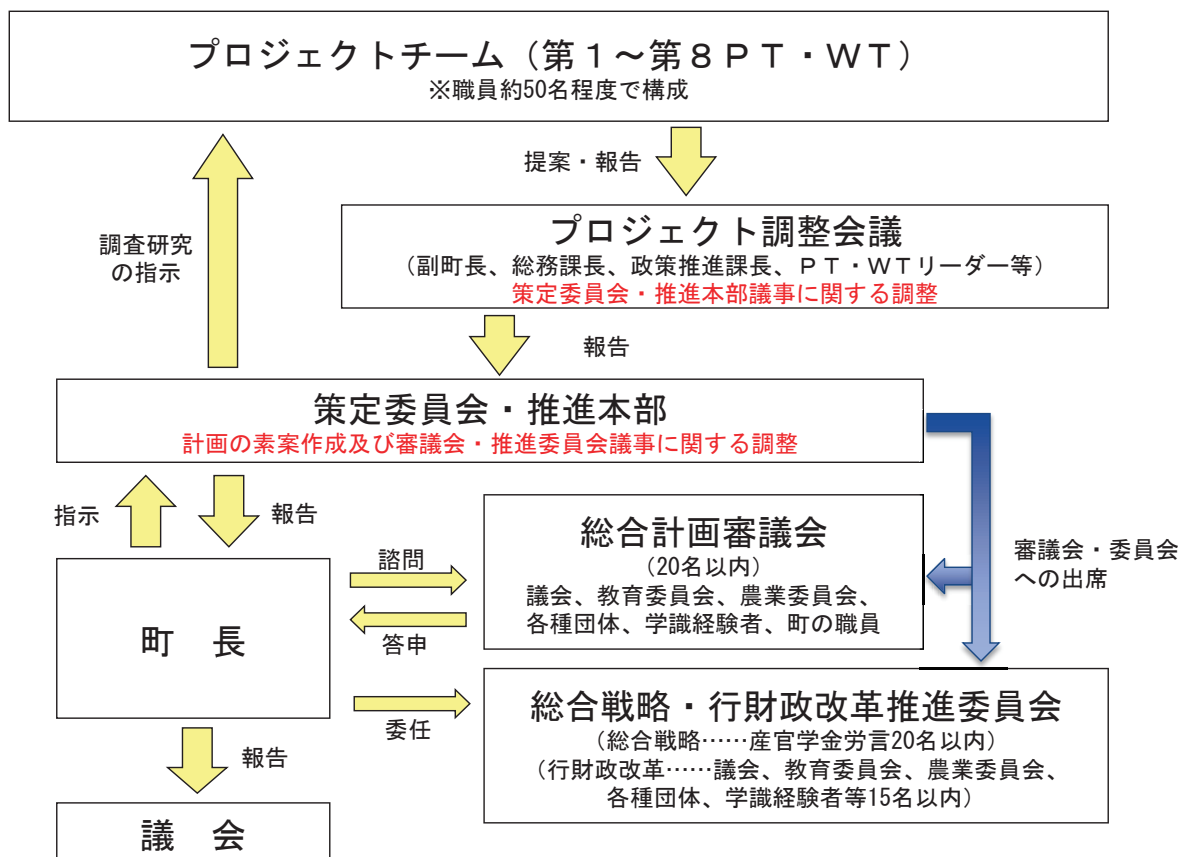
6

### 3. 策定の主眼

総合計画	総合戦略	行財政改革
<p>前期基本計画の取り組みの検証を行い課題を整理しつつ、各計画との整合性を図りながら、基本構想に位置づけたまちの将来像、基本方針を推進していくための後期計画を策定する。</p> <p>■ヒアリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各課ヒアリング</li> <li>・トップヒアリング</li> <li>・各種団体ヒアリング</li> </ul>	<p>現在、国においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向けて有識者会議が開催され、第1期の地方創生の評価、直近及び将来の経済・社会状況の変化を踏まえ、第2期の地方創生について何が課題であるかを検討中である。6月には、第2期に向けた方向性が打ち出されることとなるが、第1期の従来の取り組みに加え、下記のようなテーマが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成等・関係人口 (地域の担い手の掘り起こし・育成・活用)</li> <li>・稼げるしごとと働き方 (大都市部の人材還流等)</li> <li>・未来技術 (Society5.0等)</li> <li>・少子化対策・全世代活躍まちづくり 等</li> </ul>	<p>これまでの行財政改革は、行政サービスの見直しと行政運営の効率化に力点を置き、職員数や経費の削減に一定の成果を上げてきた。今後は、人口減少、財政推計を考慮した自律的なマネジメントによる量的改革だけでなく、質的改革を推進したスクラップアンドビルドによる多様化する事業の再構築が必要であるため、行政評価を主体とした改革プランを策定することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構改革</li> <li>・行政評価による業務のスリム化</li> <li>・附属機関等の見直し</li> <li>・RPAの導入</li> <li>・安定的な財源の確保と財政の健全化</li> <li>・公共施設の適正な管理とマネジメント 等</li> </ul>

7

### 4. 策定の流れ



8

## 5. 各種計画委員会及び推進本部

総合計画策定委員会	総合戦略推進本部	行財政改革推進本部	職名	氏名
－	本部長	本部長	町長	岡崎 邦博
委員長	副本部長	副本部長	副町長	－
委員		－	教育長	栗田 ゆかり
副委員長	本部員	本部員	総務課長	三戸 公則
委員			政策推進課長	藤原 光徳
			地域振興課長	立石 一夫
			農政環境課長	筒井 英和
			建設課長	松永 憲昌
			税務住民課長	梶栗 恭輔
			保険健康課長	芝野 英和
			福祉人権課長	石井 通稔
			会計課長	櫻井 順子
			上下水道課長	原 敏勝
			教育課長	古後 憲浩
	議会事務局長	武谷 朋視		

9

## 6. プロジェクトチーム（PT・WT）

### 1. PT（WT）の担当範囲

区分	PT名等	行政分野	所管課局
まちに賑わいを	第1PT	都市計画 土地利用 公共交通、公共施設 公営住宅 移住・定住施策 空家対策 防災 消防 交通安全 防犯（犯罪） 地域コミュニティ 等	総務課 地域振興課 建設課
	第2PT	道路 河川 橋梁 砂防 サイン事業 公園 水道 下水道 廃棄物（ゴミ） し尿 環境 公害 等	農政環境課 建設課 上下水道課
ひとに輝きを	第3PT	子ども・子育て支援 保育・保育所 学童保育 母子 保健 男女共同参画 DV等被害者支援 人権・同和 対策 学校教育 学校給食 等	福祉人権課 教育課
	第4PT	生涯学習 スポーツ振興 家庭教育 青少年健全育成 人権・同和教育 文化財保存・普及・啓発 地域学習 支援 公民館 図書・読書推進 文化・芸術の振興	教育課 福祉人権課
	第5PT	福祉・障がい福祉 高齢者福祉 介護サービス（自立 支援・生活支援） 地域包括支援 国保 国民年金 保険事業 健康増進 食育 等	福祉人権課 保険健康課
しごとの創出を	第6PT	農業基盤（の宇行・畜産） 農業の担い手 農地の有 効活用 森林 企業誘致 雇用対策 商工業 創業支 援 観光 等	農政環境課 地域振興課
まちの魅力を全国に	第7PT	情報施策 シティプロモーション 町勢要覧	全課局

※いずれの会議にも政策推進課職員が事務局として出席。

10

## 7. プロジェクトチーム（PT・WT）

### （1）PT・WTの構成員

- ①PT・WTリーダー
  - ・行政分野を所管する課長補佐・係長職以上の職員
- ②PT・WTメンバー（1チーム5名程度）
  - ・行政分野を所管する職員等

### （2）選定方法

- ①構成員は、策定委員会副委員長（総務課長）が指名する職員（策定委員会委員長不在のため副委員長が指名）
- ②職員にPT（WT）のメンバーを公募

### （3）会議

- ・期間はおおむね7月～10月を予定
- ・会議は原則、午後4時以降が望ましい  
（通常業務への影響を考慮してPT（WT）内で調整して実施すること）

11

## 8. スケジュール（予定）

平成31年度（令和元年度）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
進捗管理調査		■										
各課ヒアリング								●				
トップヒアリング				■								
各種団体ヒアリング						●						
策定委員会・推進本部会議・調整会議等			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
PT・WT				■	■	■	■	■				
中学生アンケート調査								■				
住民アンケート調査		■	■	■	■							
パブリックコメント										■	■	
総合計画審議会								●	●	●	●	
総合戦略推進委員会				●					●	●	●	
行財政改革推進委員会				●					●	●	●	
議会報告												●

12